

## 10 証拠調べ手続（書証の取調べ等）

### 《裁判手続の流れ》

冒頭手続

**証拠調べ  
手続**

弁論手続

評議

判決宣告

### 法廷

次に、取り調べることが公判前整理手続<sup>こうはんぜんせいりてつづき</sup>で決定されていた証拠の取調べが行われました。

#### ◆◆ 実況見分調書の取調べ ◆◆

最初に実況見分調書<sup>じっきょうけんぶんちょうしょ</sup>が取り調べられました。事件直後に警察官が、事件現場の乙野宅の状況を調べた結果が記載されたもので、現場の見取図や写真が付いています。

検察官は、図面や写真をディスプレイに映し出しながら、その文章の部分を読み上げました。その結果、次のことが分かりました。

○乙野宅の玄関ドアの明かり取り窓が割られ、外側のドアノブに血こんのような赤い付着物があること（乙野宅の見取図で玄関ドアの場所、放火された寝室の場所が示され、ドアの見取図でガラスの破損位置、内側施錠の位置、ドアノブの位置、血こんのようなものが付いた場所などが示されている。写真では、それぞれの場所が撮影されている。）。

……………（以下、省略）……………

#### ◆◆ 鑑定書等の取調べ ◆◆

次に、鑑定書の取調べが行われました。検察官は、次のような内容を読み上げました。

○乙野宅のドアノブに付いていた血こんと被告人の血液について、警察の専門家が鑑定したところ、両者のDNA型が一致したこと。  
また、関係資料によれば、最も一般的なDNA型でも約4兆7,000億人に1人にしか見られないこと。

……………（以下、省略）……………

Aさんは、最近、犯罪の捜査でDNA型鑑定というものが行われることは話に聞いていましたが、その内容を聞くのは初めてでした。最も一般的なDNA型でも、約4兆7,000億人に1人にしか見られないということだと、被告人の血液と、DNA型が一致する別人の血液が偶然にドアノブに付いた可能性はまず考えにくいと感じました。



法廷に設置されたディスプレイの様子（広島地方裁判所）

その後、放火の被害を受けた乙野さんの供述調書などの証拠の取調べが行われ、裁判員と裁判官はいったん評議室に戻りました。

## 評議室

評議室に戻った後、裁判員と裁判官とで、先ほど取り調べた証拠の内容について、疑問点などがないかを確認しました。

その後、これから始まる証人尋問と事件の争点との関係について、裁判長から右のような説明がありました。

### 裁判長



最初に話を聞く鈴木夏夫証人は、現場検証をした警察官です。玄関ドアのノブに付着した血こんが、事件の2週間前に乙野家で被告人が負傷した際に付着した可能性があるという弁護人の主張との関係で、血こんを採取したとき、血液の状態が新しかったか古かったかということを中心に話を聞きます。

その上で、裁判員と裁判官は、法廷に戻りました。

